

平成29年5月18日

小倉北区清水での建物火災を受けて

1 火災の課題

- (1) 消防法規制対象となる未届の防火対象物（既存の建物）を把握
- (2) 消防が確認している防火対象物（約34,000棟）のうち、老朽化した木造建築物に対する、更なる自主防火意識の向上と防火指導の工夫
- (3) 使用開始届出や消防用設備の設置届出などが、未届とならないようにするため、建物の所有者や不動産管理会社に対して、届出義務の周知

2 課題への対策及び取り組み状況

- (1) 未届対象物の把握に関する対策
 - ア 未届対象物の調査のため、消防職員によるローラー作戦
(5月12日から実施)
 - イ 地域の実情に詳しい消防団員や住民などからの情報提供
(5月15日から実施)
 - ウ 3局（保健福祉局、建築都市局、消防局）連携会議の開催
 - エ 福岡県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会の建物の情報を知る団体への防火対象物の情報提供依頼
(5月12日に依頼)
- (2) 火災予防対策の強化
 - ア 木造の共同住宅（約1,100棟）に対する特別査察の実施
 - イ 特別査察時における建物関係者に対する防火指導による自主防火の向上
 - ウ ケースワーカーによる不審な防火対象物の情報提供
- (3) 未届対象物の発生防止
 - ア 福岡県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会を通じ、不動産管理会社等に対する使用開始届出等の適正な手続きの周知
 - イ ホームページや防火講習会のほか、防火指導、あらゆる機会を捉えて市民に対する適正な手続きの周知

北九州市消防局指導課	担当：岡本・品川（093-582-3812）
北九州市建築都市局建築指導課	担当：櫛本・藤尾（093-582-2531）
北九州市保健福祉局保健衛生課	担当：東田・今泉（093-582-2435）